

## 志摩市の給与・定員管理等について

「志摩市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年条例第44号）の規定に基づき志摩市職員の任免や給与、勤務条件などについての状況を公表します。

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成17年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A
平成17年度	60,691人	23,634,475 千円	484,519 千円	6,083,262 千円	25.7%

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当 り給与費 B / A	(参考)類似 団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成18年度	741人	2,932,490 千円	214,640 千円	1,199,459 千円	4,346,589 千円	5,865,842 円	6,452,000 円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 給与費は当初予算に計上された額である。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	ラスパイレス指数	ラスパイレス指数 (地域手当補正後)
志摩市	95.3	95.3
三重県内市平均	97.8	97.8
全国市平均	97.4	98.9
類似団体	96.6	

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

#### 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
志摩市	42歳11か月	338,100円	366,914円	358,893円
三重県	42歳 1か月	357,490円	441,127円	388,203円
国	40歳 4か月	328,477円		381,212円
類似団体	43歳 4か月	345,483円	404,225円	378,417円

#### 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
志摩市	45歳 6か月	267,700円	281,186円	276,318円
三重県	46歳 2か月	347,260円	392,466円	366,792円
国	48歳 4か月	286,500円		318,595円
類似団体	47歳 8か月	318,854円	348,468円	336,757円
県内市町平均			299,225円	

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

### (2) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		志摩市	三重県	国
一般行政職	大学卒	170,200円	176,800円	種 179,200円 種 170,200円
	高校卒	142,800円	142,800円	138,400円
技能労務職	高校卒	135,600円	142,800円	-
	中学卒	123,900円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成18年4月1日現在）

区 分		経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満	経験年数20年 以上25年未満
一般行政職	大学卒	275,800円	325,200円	367,700円
	高校卒	257,000円	284,800円	327,700円
技能労務職	高校卒	220,400円	262,900円	291,400円
	中学卒	195,200円	228,600円	248,500円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う職務（一般職員）	16人	3.9%
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務（一般職員）	39人	9.6%
3 級	係長、主査、主任、一般職員（相困）	153人	37.5%
4 級	課長補佐（同等所長等）、係長、保育所長、主査（相困）、主任（困）	75人	18.4%
5 級	調整監、地域振興監、課長（同等所長等）、副参事、査察指導監、課長補佐（同等所長等）	59人	14.4%
6 級	部長（同等支所長等）、参事、調整監、危機管理監、地域振興監、管理主事、課長（同等所長等）、副参事	49人	12.0%
7 級	部長（同等支所長）、参事	17人	4.2%
計		408人	100%

（注）1 志摩市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

#### (2) 昇給期間短縮の状況

区 分	職 員 数 A	普通昇給期間（12～24月） を短縮して昇給した職員数 B	比 率 B / A
平成16年度	418人	41人	9.8%
平成17年度	408人	22人	5.3%

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

志摩市	三重県	国
1人当たり平均支給額(平成17年度) 1,578千円	1人当たり平均支給額(平成17年度) 1,837千円	-
(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.42月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、 職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、 職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、 職務の級等による加算措置

(注) 1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### (2) 退職手当(平成18年4月1日現在)

志摩市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	自己都合 14,013千円	勸奨・定年 25,721千円	-		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）		5,796千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		60,375円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）		12.4%
手当の種類（手当数）		7
手当の名称	適用範囲	支給単価
税務事務手当	本庁の市税(国保税を含む。)の賦課徴収に関する事務に従事する職員	月額 1,000円
社会福祉事務手当	福祉事務所に勤務する職員で援護育成又は更生の措置を要する者等の面接、調査又は生活指導を行う職員	月額 3,000円
防疫作業手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症菌の付着した物件若しくは付着した危険がある物件の処理作業に従事したとき	日額 500円
	伝染症菌を有する家畜若しくは伝染症菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき	日額 500円
清掃作業手当	塵芥収集作業に直接従事する職員及び塵芥処理場において塵芥焼却作業に従事する職員	月額 8,000円
運転業務手当	公用車の運転業務に従事する職員	月額 5,000円
土木作業手当	土木作業に従事する職員	月額 6,000円
添乗業務手当	保育所に勤務する職員が通園バスに添乗し保育園児の送迎業務に従事したとき	1回 500円

(4) 時間外勤務手当

区分	支給実績	職員1人当たり 平均支給年額
平成16年度決算	91,420千円	130千円
平成17年度決算	73,695千円	106千円

(5) その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内 容	金額等
扶養手当	配偶者	月額 13,000円
	配偶者以外の扶養親族 2人目まで	月額 6,000円
	配偶者のない場合の扶養親族 1人目	月額 11,000円
	扶養親族でない配偶者を有する場合の 1人目	月額 6,500円
	その他の扶養親族	月額 5,000円
	特定期間（ ）の子	加算額 月額 5,000円
住居手当	自宅所有者 新築または購入後 5年まで	月額 2,500円
	借家居住者 月額の家賃が12,000円を超えるとき	最高支給限度額 月額 27,000円
通勤手当	交通機関（電車・バスなど）利用者	最高支給限度額 月額 55,000円
	交通用具（自動車・バイクなど）使用者	距離区分に応じて 月額 2,000～24,500円
管理職手当	部長級職員	給料月額の8%（4%）
	課長級職員	給料月額の6%（3%）

満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間。

（注）1 平成17年4月1日から平成19年3月31日までの間、管理職手当については50%減額しており、（ ）内は減額後の率です。

手当名	支給実績 （平成17年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給実績 （平成17年度決算）
扶養手当	76,349千円	218,765円
住居手当	9,484千円	141,552円
通勤手当	33,706千円	59,446円
管理職手当	13,956千円	166,143円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給 料	市 長	996,000円（946,200円）	類似団体における最高/最低額	
	助 役	772,000円（733,400円）	1,007,000円 / 619,500円	
	収 入 役	684,000円（649,800円）	817,000円 / 550,800円	
	教 育 長	656,000円（623,200円）	722,000円 / 486,000円	
報 酬	議 長	495,000円	690,000円 / 330,000円	
	副 議 長	420,000円	620,000円 / 272,300円	
	議 員	390,000円	560,000円 / 217,700円	
期 末 手 当	市 長 助 役 収 入 役 教 育 長	（平成17年度支給割合） 4.4月分  職員と同じ		
	議 長 副 議 長 議 員	（平成17年度支給割合） 3.3月分		
退 職 手 当	市 長	（算定方式） 1月につき41.6/100	（1期の手当額） 19,888,128円	（支給時期） 任期満了時
	助 役	1月につき25.0/100	9,264,000円	任期満了時
	収 入 役	1月につき22.5/100	7,387,200円	任期満了時
	教 育 長	1月につき18.3/100	5,762,304円	任期満了時

（注）1 平成17年4月1日から平成20年10月30日までの間、市長、助役、収入役及び教育長については5%減額しており、（ ）内は減額後の額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給与月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額である。



## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平 成 17 年	平 成 18 年		
普 通 会 計 部 門	議 会	7	7	0	機 構 改 革 に よ る 組 織 の 再 編 成 に よ る 増 減  業 務 見 直 し ・ 効 率 化 に よ る 減
	一 般 行 政 部 門	163	156	7	
	総 務	22	23	1	
	農 林 水 産	25	21	4	
	商 工	27	27	0	
	土 木	46	47	1	
	民 生	214	211	3	
	衛 生	94	95	1	
	小 計	598	587	11	<参 考> 人 口 1,000 人 当 た り の 職 員 数 <u>9.69 人</u> [ 類 似 団 体 の 職 員 数 <u>6.35 人</u> ]
	教 育	158	154	4	機 構 改 革 に よ る 組 織 の 再 編 成
	小 計	756	741	15	<参 考> 人 口 1,000 人 当 た り の 職 員 数 <u>12.21 人</u> [ 類 似 団 体 の 職 員 数 <u>8.63 人</u> ]
公 営 企 業 等	病 院	114	111	3	機 構 改 革 に よ る 組 織 の 再 編 成
	水 道	18	17	1	
	下 水 道	14	10	4	
	そ の 他	15	16	1	
	小 計	161	154	7	
合 計	917 [ 932 ]	895 [ 932 ]	22 [ 0 ]	<参 考> 人 口 1,000 人 当 た り の 職 員 数 <u>14.73 人</u>	

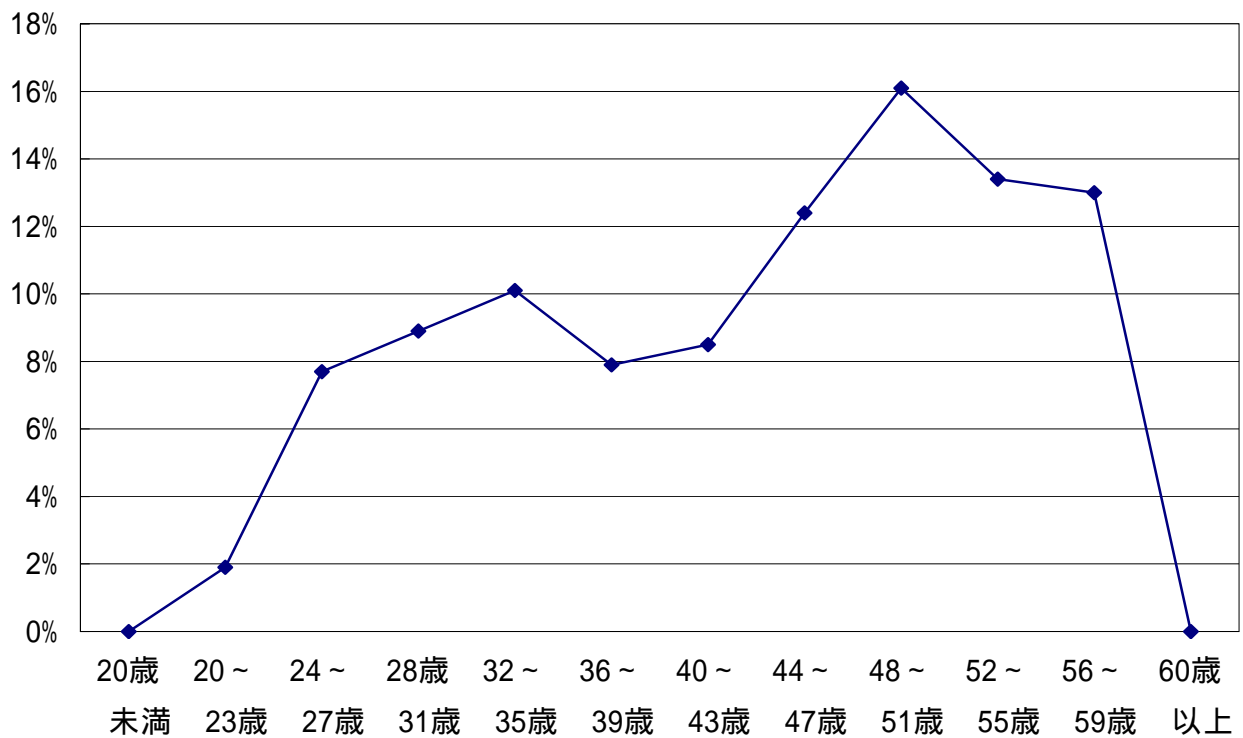
(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

3 普通会計部門の教育の人数には、教育長が含まれています。

今回の国からの情報提供により、以前は含んでいなかった普通会計部門の教育の人数に、教育長を含むことが判明しましたので、修正しました。(平成17年の公表と数値が変わっています。)

(2) 年齢別職員構成の状況（平成18年4月1日現在）



年齢	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	人 17	人 69	人 80	人 90	人 71	人 76	人 111	人 144	人 120	人 116	人	人 894

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
916人	843人	73人	8%

<参考> 志摩市行政改革大綱における定員管理の目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成27年4月1日	188人（20.5%）

平成22年4月1日現在における定員の数値目標

国の集中改革プランでは、平成17年度から平成21年度までの5年間の職員の純減目標が4.6%以上となっているため、最初の5年間はこの数値を上回る8%（73人）を削減目標とする。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A
平成17年度	1,798,058千円	31,477千円	169,709千円	9.4%

##### イ 予算

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当 り給与費 B / A	県内市町平均 一人当たり給 与費（決算）
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成18年度	18人	74,699 千円	11,931 千円	31,157 千円	117,787 千円	6,543,722 円	6,971,191 円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 給与費は当初予算に計上された額である。

#### 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
志摩市	45歳 2か月	346,524円	390,448円

#### 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

志摩市（水道事業）	志摩市
1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,681千円	1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,584千円
（平成17年度支給割合） 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	（平成17年度支給割合） 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

- (注) 1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

志摩市（水道事業）			志摩市（全会計）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
（その他の加算措置）			（その他の加算措置）		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
自己都合			自己都合		
1人あたり平均支給額	該当なし	該当なし	1人あたり平均支給額	8,802千円	25,902千円

（注） 1 退職手当の1人あたり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額である。

(2) 下水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A
平成17年度	169,679千円	61,027千円	23,743千円	14.0%

イ 予算

区 分	職員数 A	給 与 費				1人あたり 給与費 B / A	県内市町平均 一人あたり給 与費（決算）
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成18年度	3人	12,475 千円	1,436 千円	5,254 千円	19,165 千円	6,388,333 円	6,971,942 円

（注） 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 給与費は当初予算に計上された額である。

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
志摩市	34歳 8か月	270,666円	292,889円

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

志摩市（下水道事業）	志摩市												
1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,618千円	1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,584千円												
（平成17年度支給割合） <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3.0 月分</td> <td style="text-align: center;">1.45 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1.6)月分</td> <td style="text-align: center;">(0.75)月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	3.0 月分	1.45 月分	(1.6)月分	(0.75)月分	（平成17年度支給割合） <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3.0 月分</td> <td style="text-align: center;">1.45 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1.6)月分</td> <td style="text-align: center;">(0.75)月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	3.0 月分	1.45 月分	(1.6)月分	(0.75)月分
期末手当	勤勉手当												
3.0 月分	1.45 月分												
(1.6)月分	(0.75)月分												
期末手当	勤勉手当												
3.0 月分	1.45 月分												
(1.6)月分	(0.75)月分												
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置												

（注）1（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

志摩市（下水道事業）			志摩市（全会計）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
（その他の加算措置）			（その他の加算措置）		
	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	
1人当たり平均支給額	自己都合 該当なし	勸奨・定年 該当なし	1人当たり平均支給額	自己都合 8,802千円	勸奨・定年 25,902千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 病院事業

#### 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A
平成17年度	2,044,927千円	88,396千円	1,075,549千円	52.6%

##### イ 予算

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当 り給与費 B / A	県内市町平均 一人当たり給 与費（決算）
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成18年度	114人	482,637 千円	118,109 千円	189,426 千円	790,172 千円	6,931,133 円	7,039,790 円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 給与費は当初予算に計上された額である。

#### 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
医 師	43歳 6か月	764,525円	1,374,900円
看 護 師 保 健 職	45歳 1か月	332,541円	390,669円
薬 剤 師 医 療 技 術 職	40歳 7か月	317,397円	365,012円
事 務 職	43歳 6か月	339,866円	373,404円
労 務 職	48歳 4か月	266,950円	278,721円

#### 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

志摩市（病院事業）		志摩市	
1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,606千円		1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,584千円	
（平成17年度支給割合） 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分		（平成17年度支給割合） 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

志摩市（病院事業）			志摩市（全会計）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
（その他の加算措置）			（その他の加算措置）		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
自己都合 勸奨・定年			自己都合 勸奨・定年		
1人あたり平均支給額	1,854千円	27,531千円	1人あたり平均支給額	8,802千円	25,902千円

（注） 退職手当の1人あたり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額である。

## 8 職員の競争試験の状況（平成17年度）

職種区分	受験者数	合格者数	備考
看護師	9	5	H17.4月・H18.3月実施
事務吏員	70	11	
保育士	27	1	本人から辞退の申出あり
計	106	17	

## 9 職員の採用・退職の状況

### (1) 職員の採用の状況（平成17年度）

職種	競争試験			選考			計
	男	女	計	男	女	計	
教諭			0	1		1	1
医師			0	2		2	2
保健師		2	2			0	2
看護師		2	2			0	2
計	0	4	4	3	0	3	7

職員の採用は、原則として競争試験によるものとされていますが、特殊な技術などを有する職の場合には、選考による採用を行うことができるとされています。

### (2) 職員の退職の状況（平成17年度）

区分	男	女	計
定年退職	4	3	7
勸奨退職	8	5	13
自己都合退職	11	12	23
死亡退職			0
計	23	20	43



## 10 職員の勤務時間・休暇及び旅費等に関する勤務条件の状況

### (1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	8時30分	17時15分	12時15分から13時まで	12時から12時15分と 午後勤務途中に15分

所属部署によっては、上記以外の勤務形態をとっていますが、1週間の勤務時間は40時間です。なお、市民課・課税課・収税課・各支所市民サービス課においては、8時から18時までの間で、時差出勤を実施しています。

### (2) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週土曜日、日曜日をいいます。休日とは、国民の祝日に関する法律に定められた休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）をいいます。

### (3) 年次有給休暇の取得状況（平成17年）

総付与日数	総使用日数	対象職員	一人当たり使用日数
35,640日	7,728日	896人	8.5日

職員の有給休暇は、1年で20日与えられ、前年の休暇の残日数を最高20日繰り越して与えられるため、最高40日となります。

( 4 ) 特別休暇の状況 ( 平成17年4月1日 )

休暇の種類	付与日数・期間など	有給・無給の別
選挙その他公民としての権利を行使する場合	必要な期間	有給
証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要な期間	有給
骨髄提供のための休暇	必要な期間	有給
災害などのボランティアのための休暇	年5日	有給
結婚休暇	5日	有給
産前休暇	8週間 ( 多胎妊娠の場合は14週間 )	有給
産後休暇	8週間	有給
1歳未満の子の授乳などの時間	1日2回 それぞれ30分	有給
妻の出産	2日	有給
妻の出産の8週間前から出産の8週間後の間で出産に係る子又は小学校就学前の子の養育に関する休暇	5日	有給
小学校就学前の子の看護	年5日	有給
忌引き	亡くなった人との続柄によって1日から7日	有給
夏期休暇	7月から9月までの間で連続する3日間	有給
災害により住居が滅失した場合の復旧作業が必要な場合	7日以内	有給
災害又は交通機関の事故等で出勤が困難な場合	必要な期間	有給
災害時職員の退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要な期間	有給
介護休暇	6か月以内	無給
組合活動のための休暇	年30日以内	無給

( 5 ) 育児休業の状況 ( 平成17年度 )

	男	女
育児休業の取得者数		11

育児休業は、対象の子どもが満3歳になるまで取得することができますが、休業期間中は、無給となります。

( 6 ) 出張旅費制度の概要 ( 平成17年度 )

旅費の種類	県内	県外
日当		2,200円
宿泊費	10,000円	15,000円

## 1.1 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分者数（平成17年度）

分限の理由	免職	降任	休職	降給	計
勤務成績が良くない					0
心身の故障			4		4
職に必要な適格性を欠く					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた					0
刑事事件に関し起訴された					0
計	0	0	4	0	4

分限処分とは、職員の身分保障を前提として、一定の事由によって職員がその職責を十分果たすことができない場合に、職員の意に反して職員に不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。

### (2) 懲戒処分者数（平成17年度）

懲戒の理由	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した（交通事故等含む）			1	2	3
職務上の義務違反又は職務を怠った			1		1
全体の奉仕者にふさわしくない非行			1	1	2
計	0	0	3	3	6

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問うことにより、公務員の規律を維持することを目的として、職員に制裁として科する処分をいいます。

## 1.2 職員の営利企業等従事許可等に関する状況

許可の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員	
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	2
報酬を得て事業若しくは、事務に従事する場合	16
計	18

職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする私企業の会社その他の団体の役員などを兼ねたり、自ら営利を目的とする私企業を営んだり、報酬を得ていかなる事業・事務にも従事してはならないこととされています。

### 1.3 職員の研修及び勤務成績の状況

#### (1) 研修の状況（平成17年度）

市役所における研修	管理職研修 課長補佐・係長研修 一般職員研修 交通安全研修 人権研修
三重県自治会館組合（研修機関）等による研修	ワンステップ研修（新採職員） ツーステップ研修 スリーステップ研修 マネージャー研修 リーダー研修 法務能力研修（訴訟対応） 法務研修会 法制実務研修会 法制執務研修会 情報発信研修 地域づくり研修 実践まちづくり研修 ヒューマン能力研修 情報処理研修 話し方講座 女性セミナー 不当要求対策研修 人材育成セミナー トレンドセミナー

今後、職員の能力向上のため、研修に関する基本方針を策定し、計画的に職員研修を行っていきます。

#### (2) 勤務成績の評定の概要

任命権者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとされています。

職員の能力や経歴、勤務実績等を総合的に評定することを通じて転任や昇任等を行い、適材適所の徹底を図っています。

人事評価プロジェクトチームを発足させ、勤務評定導入に向けての課題点等について検討を行いました。

## 1 4 職員の健康管理等の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状況を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に健康診断を実施しています。

## 1 5 公平委員会の業務の状況

### ( 1 ) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (平成17年度)

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をした上で判定を行い、事案の解決に当たるものです。

平成17年度中は、該当がありませんでした。

### ( 2 ) 不利益処分に関する不服申立ての状況 (平成17年度)

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他職員の意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、公平委員会が審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、修正し又は取り消す判定を行うものです。

平成17年度中は、該当がありませんでした。